

第1回総長選考・監察会議議事録

1. 開催日時：令和6年4月23日（火）15：00～16：32
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、納富、目黒、南學、
浦野、中島、杉山、兵藤、中西 各委員
4. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
5. 議題
 - 1 議長の選出について
 - 2 議長代行の指名について
 - 3 今年度の総長選考・監察会議の進め方について
・学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託
 - 4 その他
6. 配付資料
 - 1 令和5年度第9回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 2 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
 - 3 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
 - 4 総長の中間評価スケジュールイメージ
 - 5 令和6年度総長選考・監察会議日程
7. 参考資料
 - 1 総長の中間評価にかかる通知等一式

8. 議事

【事務局】 本年度第1回の総長選考・監察会議を開催させていただきたいと思います。本年度最初ということで、議長を選出するまでの間、私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の委員の出席状況等につきまして、事務局からお願いいたします。

【事務局】 はい。事務局です。本日は16名の委員の皆様にご出席いただいております。定足数を満たしております。

次に、陪席についてです。C監事、D監事にご陪席いただいております。そのほか総務

部長、人事部長、法務課長、本部法務課法規チームが陪席させていただきます。

次に、傍聴者についてです。本日傍聴いただいております傍聴者の方は5名です。

次に、配付資料の確認です。本日の資料は、事前にお送りさせていただいた PDF ファイルをご確認ください。議事次第に記載のとおり、資料としては5点、参考資料としては1点、机上配置資料としては1点ございます。

次に、議事の記録・公開についてです。東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項に基づき、本日の議事の記録については録音並びに書面による議事要旨を議事録といたします。公開については、録音による記録は公開いたしません。議事要旨及び発言者を匿名化した議事録を公開いたします。なお、公開は東京大学ホームページの総長選考・監察会議ページに、本会議終了後に配付資料とともにさせていただきます。

次に、発言時のマイク操作等についてです。本日はウェブ開催とさせていただきます。ご発言時以外はマイクをオフ、ご発言の際は挙手ボタンを押していただき、事務局または議長選出後は、議長からの指名の後にマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

次に、議長選出投票時の待機室の誘導についてです。傍聴者の方へのご連絡となります。本日傍聴者の皆様には、議長選出の投票の間、Zoom の待機室へご移動いただきます。待機室への移動、会場への戻りの操作は、順次事務局にて行いますのでご了承ください。

次に、前年度第9回の議事要旨の確認についてです。本日の資料として事前にお送りさせていただきました前年度の「第9回総長選考・監察会議議事要旨案」、資料1ですが、前年度から継続の委員の皆様におかれましては、何かお気づきの点などがありましたら会議終了までにお申し出願います。事務局からは以上です。

【事務局】 どうもありがとうございました。それでは本日初回ということで、議事に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。委員の名簿につきましては、資料2にございます。こちらの記載順にてご紹介をさせていただきますので、委員の皆様におかれましてはご紹介のときにはビデオをオンにさせていただきまして、お顔を見せていただければと思います。

(資料2に基づき順次紹介)

【事務局】 以上、16名の方に本年度ご就任いただいているところです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1の「議長の選出について」に入りたいと思います。席上配置資料の34ページから36ページ、それから資料2をご覧くださいませでしょうか。34ページの東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の4に、議長の選出方法についての定めがございます。また、35ページの5に、議長の行動指針について規定しております。

まず、4の「議長の選出方法について」を読み上げさせていただきたいと思います。

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、各委員の略歴等の情報を事前に共

有するものとする。

(3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、国立大学法人法、規則及び内規に定める本会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認するものとする。

(4) 議長の選出のための委員の互選は、委員間で意見交換をした後に単記無記名投票を行い、出席委員の過半数の票を得た者を議長とする。

(5) 前号において、出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人について、単記無記名投票を行う。

(6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。

(7) 議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。

続きまして、5の「議長の行動指針について」読み上げさせていただきます。

(1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。

(2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

これらの規定のとおり、議長の選出は委員の互選となります。委員間で意見交換をしていただいた後に、単記無記名投票を行います。

それでは、早速でございますけれども、事前にお送りさせていただきました各委員のご略歴をご参照いただきまして、議長としてご推薦されるに当たってご意見をお持ちの方、ご発言をお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見ございましたら、ご発言お願いします。

A委員、お願いいたします。

【A委員】 はい。ありがとうございます。会議の役割に鑑みて、今までも学外の方が議長をされていたというふうに理解をしております。透明性の担保ということを考えると、今回も学外の委員の方にこの議長をやっていただくのが良いのではないかとというふうに考えております。以上です。

【事務局】 はい。他にどなたかご意見ございますでしょうか。

B委員、お願いいたします。

【B委員】 私も今A委員が仰ったように、学外の委員の方に議長をお願いするというのが望ましいというふうに考えます。お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。他にどなたかご発言ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。もしご意見がございませんようでしたら、これから議長の選出の投票を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、これから議長選出の投票を行います。大変恐縮ですが、傍聴者の方におかれましては、事務局の操作で待機室に移動させていただきますのでご了承ください。議長選出の投票が終わり次第、事務局操作で会場にお戻りいただくことになりますのでご了承

ただければと思います。それでは、待機室に移動させていただきます。

(傍聴者移動)

じゃあ、傍聴の方は待機室に移動したということです、これから投票に移りたいと思います。それでは、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】 それでは、これから単記無記名投票を行います。投票に当たり、事前にご説明させていただきます。

投票については、事務局より委員の皆様へご案内させていただきながら進めさせていただきます。なお、投票には Microsoft Forms を使用いたします。Zoom のチャット機能にて、この投票フォームの URL を送付させていただきます。本日ご出席されております委員の方のみ、投票をお願いいたします。

議長の選出は第1回目の投票で出席委員の——本日の出席委員は16名です——過半数9名の表を得た方がいたときは、その方になります。1回目の投票で出席委員の過半数の票を得た方がいないときは、得票多数の者2名について、2回目の単記無記名投票を行います。また、このとき末位の者と同数の者があるときは、その者を含めての2回目の投票となります。この2回目の投票につきましては、新たな投票フォームの URL をチャット機能にてお送りさせていただきます。なお、第2回目の投票でも過半数の票を得た者がいないときには、2回目の投票で最も多い得票数を得た者を議長といたします。また、このとき得票多数の者が同数の場合は、くじで決定することになります。

それでは、投票の実施に移らせていただきます。ただいまより、事務局から Zoom のチャット機能にて第1回目の投票フォームの URL を送付させていただきます。事務局からの説明に従って投票する流れとなりますので、全員に届いていることが確認できるまで投票はなさないでください。

それでは、送ります。委員の皆様、届いておりますでしょうか。いかがでしょうか。何か不具合等がございましたら、遠慮なく挙手にて、この場でお申し出ください。いかがでしょうか。大丈夫そうですか。

それでは、皆様よろしいですかね。そうしましたら、お送りいたしました投票フォームの URL を開いていただけますでしょうか。この投票フォームには16名の委員の皆様のお名前と白票が記載されております。この16名のうち、議長としてふさわしい方を1名のみご選択していただき、送信ボタンを押していただきます。また、議長としてふさわしい方がいらっしゃらない場合は、白票を選択してください。

皆様、大丈夫でしょうか。それでは、送信ボタンを押して投票をしてください。時間はございますので、ゆっくりで構いません。お考えいただきながら選択をしていただいて、送信ボタンを押して、投票をしていただければと思います。

(投票)

(集計)

【事務局】 皆様、ご協力ありがとうございました。投票結果を発表いたします。板東委

員 10 票、●委員 3 票、●委員 2 票、●委員 1 票で、過半数を獲得ですので板東委員に決定でございます。

【事務局】 ただいま傍聴者全員、会議場に戻っております。よろしくお願いします。

【事務局】 ただいまの投票結果につきまして、改めてご報告をさせていただきます。東京大学総長選考会議の運営に関する了解事項の 4「議長の選出方法について」の規定に基づき投票いただいた結果、板東委員が令和 6 年度総長選考・監察会議の議長として選出されました。

板東委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【板東議長】 はい。ありがとうございます。

【事務局】 それでは、議長が決まりましたので、これからの議事進行につきまして板東議長と事務局とで、少々この場で打ち合わせをさせていただきたいと思います。大変恐縮でございますけれども、板東議長以外の皆様におかれましては Zoom の待機室で 5 分程度お待ちいただければと思います。Zoom の待機室への移動と会場への戻り操作につきましては事務局にて行いますので、議長以外の皆様はこのままでお待ちいただければと思います。

それでは、板東議長以外の皆様、待機室に移動させていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長以外移動)

【板東議長】 それでは、皆様、大変お待たせいたしました。会議のほう、再開させていただきます。

まず最初に、皆様からのご指名で今回また、昨年に引き続きまして議長を務めさせていただくことになりました板東でございます。よろしくお願いを申し上げます。今年度はいろいろお話がございますように、大変重要なステップの年ということとして、一つは藤井総長の中間評価をしなくてはいけないということがありますし、次の総長選考に向けましていろいろな課題として整理されているところを、今年度精力的に検討しなくてはいけないということもございます。そういった意味で非常に重要な年になっておりますので、皆様にはかなりご負担をおかけすることも多いかと思っておりますけれども、よろしくご協力お願い申し上げたいと思います。

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきます。議題 2 の「議長代行の指名について」、まず議題とさせていただきます。総長選考・監察会議規則第 4 条第 3 項には議長の職務代行者の規定がございまして、議長が指名をするということになっております。

議長の私が経営協議会から選出された委員であり、また学外委員ということでもございますので、議長代行につきましては教育研究評議会から選出された学内委員をお願いをしたいというふうに思います。昨年度も学内委員としてのご経験があります南學委員にぜひお願いしたいと思っておりますけれども、南學先生、お引き受けいただけますでしょうか。

【南學委員】 はい。了解いたしました。よろしくお願い申し上げます。

【板東議長】 ありがとうございます。いろいろご負担をおかけするかと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に議題3の「今年度の総長選考・監察会議の進め方について」に入らせていただきたいと思います。今年度検討する事項といたしましては、前年度の会議から資料3のとおり検討事項が申し送られているところでございます。

事務局のほうから、申し送り事項についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。それでは、資料3について、私のほうからご説明をさせていただきます。まず、申し送り事項についての説明になります。今画面のほうに投影しているものです。

こちら（4ページ）前年度総長選考・監察会議から、今年度の総長選考・監察会議への申し送りでございます。これは令和4年度の総長選考・監察会議におきまして、前年度、ちょうど令和3年度から申し送られた具体的な検討課題を、別紙1の次期総長選考までのスケジュールをもとに別紙2の行程表として作成しまして、令和5年度、昨年度へ申し送りました。また、昨年度から今年度の令和6年度へ申し送られたものになります。

構成としては、先ほどのかがみ文書、次期総長選考までのスケジュールを大枠でお示した別紙1、具体的な検討課題を記載した別紙2、それから昨年度に実施した総長の賞与にかかる職務実績評価などについての振り返りを行ったとき、そこで出されたご意見を取りまとめた別紙3から成り立っております。

まず、かがみ文をご覧ください。このかがみ文では、改正された国立大学法人法及び国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制を見据えつつ、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」（別紙1）及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」（別紙2）に従い、課題などの検討を行うことが申し送られております。既にガイダンスなどでもご説明しておりますが、今後、国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制が少しずつ見えてくることとなると思います。これらを踏まえながら、次期総長選考に向けた課題検討を行うこととなります。

次に、別紙1をご覧ください。これは2026年度に行われる次期総長選考までの大まかなスケジュールです。「総長選考・監察会議スケジュール」となっております。このスケジュールの左側の真ん中より下に、総長選考・監察会議任務というものがございます。こちらは中間評価、総長の業務執行状況の恒常的確認、総長の賞与にかかる業績評価、大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議、総長任期、それから総長選考といったものがございます。これらは本学規則の総長選考・監察会議規則第5条に定める任務です。

この任務に従いまして、次期総長選考へ向けて何を検討し実施していかなければならないかを大まかにお示ししたのが、このスケジュールの真ん中の部分になります。今年度を見ていただきますと、総長の中間評価を実施するという6年間のうち1回の重要な任務である中間評価実施がございます。そのほかには総長との懇談、監事との懇談、そして総長

業績評価というものがございます。この総長業績評価は毎年度、総長の賞与にかかる職務実績評価として実施しているものです。また、次期総長選考へ向けた準備もございます。

そして、この点線より下を見ていただきますと、10月1日に改正された国立大学法人法が施行されます。それに向けた本学のガバナンス体制の構築に伴い、新たに設置される運営方針会議とのかかわりによりまして、総長選考・監察会議において審議されるものもございます。

続きまして、次の別紙2をご覧ください。行程表になります。この行程表につきましては、令和3年度から令和4年度へ申し送られた事項の課題検討になります。緑色の枠の左から順に課題、論点、検討の方向性・選択肢、必要手続、検討完了時期、手続完了時期といったものがございます。

別紙2の1ページ目の総長の中間評価と、次期総長の任期というこの二つに関しては、令和3年度から4年度への申し送り事項の中には実はありませんでしたが、総長選考・監察会議のスケジュールの中にもありますとおり、本会議の任務上、重要な検討事項となりますので、ここにこのように整理をさせていただいております。

それでは、一つずつ上から順に見てまいります。今表示されている「総長の中間評価」については昨年度決定いたしましたので、検討は終了しております。

次に、「次期総長の任期」です。次期総長の任期につきましては、選考実施年度の前年度に選考プロセスなどの実施手順を決定する必要がありますので、その前までには検討を終えておく必要があります。論点と検討の方向性・選択肢は、いずれも過去の検討経緯を掲載しております。任期そのものの検討と、再任の可否の検討の二つがございます。

続きまして、「申し送り事項1」をご覧ください。次のこの課題からは、令和3年度から令和4年度への申し送り事項に沿った整理となります。まず、課題の(1)①選考プロセス全体というのが、三つに分かれております。(1)の一つ目、一番上の①の論点にあります行程表というのは、この今お示ししている行程表のことです。今後もこの行程表は、必要に応じて見直しを行ってまいります。

それから、(1)の二つ目の①の大学組織における総長の位置づけ、教学と経営の長を分離することの可否については、現行法上でとり得る選択肢を並べております。この検討の完了時期について現在記載はしておりますが、改正国立大学法人法及び国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制を見据えながら、今後見直す必要があるのではないかと考えております。

次に、この青い部分の一番上の(1)②求められる総長像の検討については、2025年10月までに完了させる予定にしております。

今申してまいりました総長の任期や教学や経営の長、そして求められる総長像など、こういったものが決まった後に、総長を選考する適切なプロセスをまたさらに検討していくことになりますので、次の(1)の中の③の意向投票や(1)の三つ目の①の論点の選考プロセスへの職員の参画の部分、それから(2)の全体の選考プロセスにおける具体的事

項、これらを青いバーでくくってある部分になりますが、このくくってある実施手順の検討事項の部分となりまして、選考実施年度の前年度まで、つまり 2026 年 3 月までには検討が完了する必要があると考えております。

これらの課題の検討に当たりましては、いずれも経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談、学内構成員への意見照会、内規の改正事項によっては総長選考・監察会議における表決と、慎重かつ丁寧な手続を経る必要があると考えております。

次に、「申し送り事項 2」です。こちらの（１）と（２）については、既に実施済みという認識です。必要に応じて見直しを考えております。

それから、（３）の将来の総長選考の育成の在り方については、本学では既に国立大学法人ガバナンスコードを受けて、「国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について」という総長裁定のものが定められておりまして、将来に向かって法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとしております。定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていいることもありますことから、総長選考・監察会議としては必要な情報収集を行い、総長との懇談の機会を活用するなどして、定期的に法人経営人材の育成状況を確認していくということを考えております。

行程表のご説明は以上となります。繰り返しになりますが、10 月 1 日施行の国立大学法人法及び国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制を見据えながら、課題などの検討をしていく必要がございます。この行程表内の検討完了時期についても、もちろん見直していく必要がある、そういう必要性が生じてくるものと思っております。ご説明は以上となります。

続きましては、中間評価のご説明になります。お願いいたします。

【事務局】 続きまして、資料 4 の「総長の中間評価等スケジュールイメージ」についてご説明させていただきます。本年度から委員になられた方もいらっしゃいますので、今後の流れを簡単に説明させていただきます。

まず、こちらのスケジュールの見方ですが、真ん中の欄は中間評価にかかる事柄を関係者の属性に分けて記載しています。右側は毎年度実施している総長の賞与にかかる職務実績評価の流れを示しています。中間評価については既に 3 月、4 月経営協議会、教育研究評議会ではスケジュールは周知させていただいております、5 月 10 日を締め切りとして総長にも中間評価、賞与にかかる職務実績評価の自己評価書の提出依頼を済ませている状況です。

5 月に総長から自己評価書が出てまいりましたら、参考資料とともにこの自己評価書を経営協議会、教育研究評議会の会議構成員に送付して、自己評価に対する意見を照会させていただきます。意見を照会にするに当たって、それぞれの会議の構成員に対して自己評価書説明会を行い、総長からご説明いただきます。総長選考・監察会議の委員の皆様におかれましては、あらかじめ 5 月末に送付する予定の自己評価書をご確認いただき、説明をお聞きいただき、7 月 5 日までに自己評価書に対する意見書をお出しいただきたいと思います。

ます。自己評価書に対する意見を締め切った以降、自己評価書や意見書をもとに評価案の作成に入ります。この間に例年実施する賞与にかかる職務実績評価の手の続の関係で、7月23日に監事との懇談、8月28日に総長との懇談がございます。

8月下旬以降に中間評価の評価素案を委員に事前に送付しご確認いただき、9月18日に中間評価素案の審議を行います。なお、9月は賞与にかかる職務実績評価についても決定する手がございます。9月の会議でいただいた意見を反映し、9月の下旬以降、修正後の評価案と会議構成員からの意見書を総長に提示するとともに、議長から総長へ総長選考・監察会議で行われた議論をある程度詳細にお伝えし、フィードバックを行うとともに、評価案に事実誤認等がないかを総長にもご確認いただきます。11月13日は総長、理事と総長選考会議の質疑、意見交換を行い、ここで正式にフィードバック、助言を行います。この日は総長、理事にご退席いただいた後、総長選考会議を開催しまして、ここで正式に評価を決定し、総長へ通知することになります。ここで評価結果が確定しなかった場合は、その後ご意見をいただきながら書面審議等で評価を決定することになりますが、中間評価には総長の残りの任期に向けて、今後の法人経営に対する助言を行うという意味合いがあることから、11月の総長選考会議で決定できるようにご協力をよろしく願いいたします。評価結果が出ましたら会議構成員に対して評価結果が出たことをお知らせするとともに、学外に向けてホームページ上で公表することになります。以上が中間評価の流れでございます。

参考資料として、本日、今後の中間評価に関する通知文書、書式、それから「総長の中間評価に関する運用について」という実施要領のようなものをおつけしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。事務局からは以上です。

【板東議長】 はい。ご説明ありがとうございました。随分多岐にわたるご説明いただきましたけれども、ただいま事務局からご説明ありました申し送り事項につきまして、特に最後のほうにもご説明いただきました中間評価につきましては、次の第2回の総長選考・監察会議の際には既に総長からの自己評価書も出ているという状況であり、目前に迫っているという状況です。

いろいろご説明いただきましたので、皆様、流れなどでご不明な点は何かございますでしょうか。――よろしゅうございますでしょうか。また、それぞれのステップにおいてご説明いただけたと思いますけれども、何かご不明な点などございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

そして、ただいま事務局からご説明がありました申し送り事項は非常に多岐にわたっておりますので、これらのことについていきなりこの場で議論するというのも大変困難であるかと思います。これらのことにつきましては、今までと同様、今後、学内委員によるワーキンググループをお願いをしまして、その付託に基づいた検討をしていただくということをお願いしたいと思いますけれども、皆様よろしゅうございますでしょうか。

はい。ご異議ないものというふうに考えさせていただきます。

それでは、この学内委員によるワーキンググループを設けることとして、その座長を議長代行の南學委員にお願いすることとしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

南學委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【南學委員】 了解いたしました。ありがとうございます。

【板東議長】 ありがとうございます。このワーキンググループ、それからその取りまとめをいただく座長に大変ご負担をおかけいたしますけれども、この会議の円滑な運用のためにご尽力いただければありがたく存じます。じゃあ、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、ここで皆様に陪席者の承認についてお諮りしたいと思ひます。先ほども少しお話がありましたけれども、国立大学法人法の改正に伴ひまして、東京大学では今後運営方針会議を設置することとなります。既に皆様におかれましてはご承知のことと思ひますけれども、総長選考・監察会議と運営方針会議のかかわりといったしまして、運営方針委員の任期について、総長選考・監察会議の議を経なくてはならないということとなっております。また、総長が運営方針委員を任命するに当たっては、総長選考・監察会議と協議をすること等があるわけです。

これらのことを含め、東京大学にとって望ましい運営方針会議の在り方を検討するために、大学内では運営方針会議検討タスクフォースが設置され、検討、議論を進めているというふうにお聞きをしております。このタスクフォースの委員からご説明をいただくことが可能だということです。東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の6. 選考・監察会議の傍聴及び陪席についての（3）オによりますと、総務部長、人事部長、本部法務課長、本部法務課法規チーム職員のほかに、その他議長が必要と認める者であつて、選考・監察会議により承認された者が陪席者として認められることというふうになっております。

議長としては必要性をお認めしたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、陪席者ということでご入室をお願ひしたいと思ひます。事務局のほうでよろしくお願ひいたします。

【事務局】 お入りいただきました。

【板東議長】 はい。ありがとうございます。

それでは、ご検討についてのご説明をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 よろしくお願ひいたします。本日はお時間いただき、どうもありがとうございます。

では、運営方針会議をめぐる学内外の最近の状況についてご説明をさせていただきます。昨年12月に改正国立大学法人法が成立をいたしました。今年10月1日に施行されるということになっております。これによって、本学を含む事業規模が特に大きい五つの国立大

学法人への運営方針会議の設置が義務づけられることとなりました。

法人法改正の施行通知における文部科学省の通知によりますと、「運営方針会議は学長のみならず、法人自らが人選する多様な知見や実務経験を有する者を構成員とした、学長のリーダーシップを適切に支えるガバナンスを具現化する合議体であって、学長がリーダーシップを発揮していくことはこれまでどおり重要である」というふうにされております。

運営方針会議の権限は、次のスライドに移っていただければと思いますが、(2 ページの)右側の赤の四角囲いの箱の三つ目の○(丸)にありますように、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項を決議する権限を持つということになります。これらの事項は、従来は役員会の審議を経て学長が決定していたものです。また、運営方針会議は決議した内容に基づいて法人運営が行われているかどうかを監督することとされております。

さらに次の○になりますが、運営方針会議は学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に対し意見を述べることができるほか、学長が解任事由に該当する場合は学長選考・監察会議へ報告することとされております。

運営方針会議の構成ですが、これは四角囲いの一番上の○になります。運営方針会議は3人以上の運営方針委員と学長で組織するとされており、具体的にどのぐらいの人数とするのか、どのような人を委員とするのか、あるいは学内者と学外者の構成比をどうするのかなどは各大学の判断に委ねられております。法人自らが、運営の当事者として、ともにその発展に取り組んでいきたいと考える者を、学内外問わず選ぶことが重要であるとされております。また、運営方針委員は責任を持って国立大学法人の運営に参画いただくよう、役員と同様の忠実義務や損害賠償責任が課されております。

運営方針委員の任命は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で学長が任命することとなります。この大臣承認についてですが、大学の自主性・自律性に鑑み、申し出に明白な形式的違反性や違法性がある場合や、あるいは明らかに不適切と客観的に認められる場合を除き承認すると、文部科学省は説明しています。

以上の法定事項に加えて、国際卓越研究大学における運営方針会議につきましては認定要件が上乘せされております。――資料を送っていただけますでしょうか。はい。もう少し送っていただけますでしょうか。

本学としては今年3月に国際卓越研究大学対応タスクフォースの報告書におきまして、これまでの方向性に沿って、UTokyo Compassの推進を加速するための手段として本学の構想を策定するという方針を維持しつつ、国際卓越研究大学の第2回の公募にも応じることが適当であるとまとめておりますため、国際卓越研究大学におけるガバナンスの上乗せ要件というものも横目で見つつ、検討する必要があります。

今画面に共有していただいている資料(資料2の2ページ)の四角囲いの箱の中の赤字の箇所が、国際卓越研究大学の上乗せ要件ということになります。その詳細の説明は省略いたしますけれども、特に総長選考・監察会議と関係するものといましては、三つ目の○の赤字になりますが、運営方針会議は国際卓越研究大学の体制強化計画を議決する権

限を持ち、次の○の赤字になりますが、その強化計画の着実な履行の観点から、学長に求められる知識、経験、能力を明確化し、学長選考・監察会議に対する意見を述べるとともに、当該意見を受け、学長選考・監察会議は当該意見の内容を審議し、当該意見への対応について、その理由を付して運営方針会議に報告する体制を構築するものとさせていただきます。

次の資料に移っていただきまして、この資料は法定事項で「学長選考・監察会議に関わる事項」を抜き出したものですので、後ほどご覧をいただければと思います。

以上の状況を踏まえまして、本学の対応状況ということになります。資料のほうは送っていただけますでしょうか。

本学にとって望ましい運営方針会議の組織及び検討状況の在り方を学内の叡智を結集して検討するため、今年の2月の末に運営方針会議検討タスクフォースを設置いたしました。画面に出ているものが、2月29日付の総長裁定ということになります。現在検討を進めており、夏前までには運営方針会議の権限、組織、運営、そして委員の選考方針などについて一定のまとめを行う予定です。

運営方針会議は改正国立大学法人法が施行される10月1日以降、速やかに設置することとされております。正式の期限は設定されておりませんが、この間の文部科学省との意見交換の中では、委員の任命を含めて、年内の設置完了が目安として示されております。

法律上、運営方針委員の任命に当たっては、あらかじめ学長選考・監察会議との協議を経ることとされているため、10月1日以降に協議の場を設けさせていただく予定でございます。また、同じく法律によって、「運営方針委員の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする」とされているため、委員任期に関しても審議をお願いすることになります。今の点は一つ前の資料ですね。こちらのほうにまとめているしますので、また後ほどご参照いただければと思います。

そのようなわけですので、今後ぜひ学内の検討状況について、総長選考・監察会議と密に情報を共有し、意見交換をしながら進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

【板東議長】 はい。ご説明どうもありがとうございました。委員の皆様からご質問などございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。——特にないようですので、本日はどうもありがとうございました。

これから運営方針会議の設置に向けまして、学内の検討状況について、今後もこのような形で適宜情報をいただく場を設けていくことができればと思っております。今のご説明でも、学長選考・監察会議の役割というのが、運営方針会議の委員の任期を定めたり、あるいは具体的に委員の任命、解任などを行う場合協議を受けるといようなことがあるとご説明いただきましたので、今後、総長選考・監察会議と密接な連携をとっていただく形で検討を進めていただければありがたいというふうに思っております。

それでは、今後とも情報を適宜いただくということをお願い申し上げて、本日はご説明で終わらせていただければと思います。お忙しいところどうもありがとうございました。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございました。こちらこそ、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

【板東議長】 それでは、続きまして議題4「その他」につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 はい。事務局でございます。資料5「(令和6年度) 総長選考・監察会議関係日程」をご覧ください。今後の総長選考・監察会議のスケジュールでございます。

今回の総長選考・監察会議は6月21日、13時からです。学外委員の方は同日15時からの総長の中間評価にかかる自己評価書説明がありまして、その後に経営協議会となりますので、この日は長時間の会議になりご負担をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、総長の中間評価にかかる自己評価書説明会はオンラインで実施しますが、その後の経営協議会に出席される方は、安田講堂内にお席を準備させていただくことも可能です。

7月23日は監事との懇談の実施、それから8月28日は総長との懇談を行い、ここで総長の賞与にかかる職務実績評価の総長プレゼンが行われ、総長と意見交換をする予定です。

9月18日は、8月28日の総長のご説明を経て、総長の賞与にかかる職務実績評価を行います。

11月13日は、総長の中間評価にかかる質疑、意見交換を、理事を交えて行う予定です。意見交換後に総長選考・監察会議のみで会議を行い、中間評価はここで決定する予定です。

1月10日それから3月14日につきましては、次年度への申し送り事項の検討及び決定を予定しております。来年度、令和7年度は、次期総長選考の具体的な流れを決めなければならない年度になりますので、本年度、特に年度後半の会議では本学のガバナンス改革の流れを見ながら、次期総長選考にかかる検討も同時に行っていくことになるものと思います。

なお、改正国立大学法人法が10月から施行される関係で、施行日以降、早期に本学の運営方針委員を選任する必要があります。運営方針委員を選任するに当たり、国立大学法人法により総長選考・監察会議と協議をすることが定められておりますので、10月に総長選考・監察会議を臨時で開催させていただきたいと考えております。この件につきまして、追って事務局より日程調整をさせていただきたいと存じますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。次回6月21日の総長選考・監察会議につきまして、委員の皆様へはまた改めて事務局よりご連絡させていただきます。

前回の議事要旨について、資料1ですが、こちら皆様よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございました。

最後に、本日の議事進行についての確認をさせていただきたいと思います。総長選考・監察会議内規の第5条第3項に「議長は、(毎回の)会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える(ものとする)」という定めがあります。

ご陪席をいただいておりますC監事、D監事におかれましては、本日の議事進行についてご意見をいただければと思います。いかがでございましたでしょうか。

【C監事】 はい。今回、初回ということですので、監事のCと申します。よろしくお願いいたします。

今回の議事の進行についてということなんですけれども、議長の選出のところに付きましては陪席を行っておりませんでしたので、それ以外の議事の進行については問題なかったというふうに判断しております。ただし、議長の選出については昨年も一昨年も監事が陪席しておりまして、やはり重要なプロセスだと思いますので、来年度以降は議長の選出についても監事を陪席させていただくようお願いさせていただければと思います。以上になります。

【板東議長】 はい。ありがとうございます。D監事のほうからも、よろしくお願いいたします。

【D監事】 Dでございます。よろしくお願いいたします。

同様に監事を務めておりますけれども、C監事が今申し上げたとおりと同様の内容です。私が陪席した範囲において、議事進行について問題点はなかったということかと思います。よろしくお願いいたします。

【板東議長】 はい。ありがとうございます。今年は監事にご陪席いただかなかったというのは、何か特別の理由があったのでしょうか。

【事務局】 いえ、申し訳ありません。本来は会議の中で監事にご陪席いただくのが適切でありました。こちらに関しましては、大変申し訳ございませんでした。

【板東議長】 ありがとうございます。次回以降、ぜひそれを心がけていただくように引き継いでいきたいと思います。どうもありがとうございました。

【C監事】 ありがとうございます。

【D監事】 ありがとうございます。

【板東議長】 それでは、本日の総長選考・監察会議(第1回)は終了ですが、今年度の会議は、先ほどからご説明がありましたように中間評価、あるいは賞与に関する評価に加えまして運営方針会議の関係、それから次期総長選考に向けての検討といったような課題、取り組むべきこと、本当にめじろ押しですので、皆様には大変ご苦勞をおかけするかと申し上げますけれども、重要な時期ですので、ぜひ皆様のご協力を得て、いい形で会議の運営を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところ、ありがとうございました。今年度よろしくお願いいたします。

(終了)